

令和6年度 障がい者指定管理施設 年度評価結果一覧

福祉局障がい者企画課

NO	施設名	指定管理者	評価結果	
			評価	点数
1	ももち福祉プラザ	社会福祉法人 福岡障害者支援センター	D	60点
2	早良障がい者フレンドホーム		D	64点
3	中央障がい者フレンドホーム	社会福祉法人 野の花学園	D	60点
4	なのみ学園		D	63点
5	清水ワークプラザ	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	D	63点
6	東障がい者フレンドホーム		D	68点
7	博多障がい者フレンドホーム		C	71点
8	南障がい者フレンドホーム		D	68点
9	城南障がい者フレンドホーム		C	71点
10	点字図書館	一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会	D	64点
11	障がい者就労支援センター	社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団	D	61点

【インセンティブ・ペナルティ制度の導入】

令和5年度から当該施設の管理運営を開始する指定管理者については、インセンティブ・ペナルティ制度の導入に伴い、新評価基準で審査を行います。

⇒上記、施設の指定管理者が、次期指定管理期間に引き続き応募する場合は、指定管理期間中のモニタリングや評価結果に基づき、次期の選定時の評価点において、提案に対する評価点に加えて、評価の満点(100点)に対して、加減点を設けます。

加減点については、下記表の「加減点の率」を、指定管理期間の初年度から4年度目までのインセンティブ・ペナルティの率を合計し、その合計を、次期指定管理者の選定時の満点(100点)を乗じて算出します。

なお、インセンティブ・ペナルティの率の合計は±5%の上限・下限とします。

*インセンティブ・ペナルティ制度:優れた実績等に対しては、インセンティブ付与を行い、一方で事業の実績が規定の水準に達しない場合には、ペナルティを課し、サービスの維持・向上や指定管理者の意欲の向上を図るものです。

【新評価基準】(100点満点)

評価	点数	運営状況	加減点の率
A	90点以上	極めて良好な施設の運営状況である。	加減点の率 +2%
B	80点以上90点未満	良好な施設の運営状況である。	加減点の率 +1%
C	70点以上80点未満	やや良好な施設の運営状況である。	加減点の率 +0.5%
D	60点以上70点未満	適正な施設の運営状況である。	加減点の率 ±0%
E	50点以上60点未満	やや課題のある施設の運営状況である。	加減点の率 -1%
F	50点未満	課題のある施設の運営状況である。	加減点の率 -2%